



## 平成18年10月から

療養病床に入院する高齢者の食費の負担額が変わり、新たに居住費(光熱水費)の負担が追加されました



10月1日から、健康保険法等の規定に基づき、療養病床(※1)に入院する70歳以上の方(65歳以上の老人医療受給対象者を含む)の食費の負担額が変わるとともに、新たに居住費(光熱水費)の負担が追加されました。ただし、難病等の入院の場合などは変更前の額に据え置かれます。

区 分	変更前(食費のみ)	変 更 後
① 一般の方	1食につき260円	(食費) 1食につき460円 (居住費) 1日につき320円
		(食費) 1食につき420円 (居住費) 1日につき320円
② 市町村民税非課税の世帯(③、④以外)	1食につき260円 (過去1年間の入院日数が90日超の場合160円)	(食費) 1食につき210円 (居住費) 1日につき320円
③ ②のうち、所得が一定の基準に満たない方等(④以外の方)	1食につき100円	(食費) 1食につき130円 (居住費) 1日につき320円
④ ②のうち高齢福祉年金受給者		(食費) 1食につき100円 (居住費) 1日につき0円

※1 療養病床とは…急性期の治療を終え、慢性疾患等が比較的安定している患者対象の病棟のこと。精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床のことです。

※2 厚生労働省の定める基準(管理栄養士の有無、医師の数、病床数等)を満たし、なおかつ地方社会保険事務局長に届出を行なっている医療機関等

※3 ※2以外の医療機関等

○お問い合わせ…役場保健福祉課保健係 (☎ 42 - 1619)

## ～春の子宮がん検診を受診できなかった方へ～

### 医療機関で子宮がん検診を受けましょう!

20歳以上の女性を対象に子宮がん検診を実施していますが、20代から30代の受診率が低い現状です。全国的に子宮頸がんは20歳代に急増しています。子宮頸がんは初期段階ではほとんど自覚症状がないため、1年に1回は検診を受けて早期発見・治療につなげることが大切です。

春の子宮がん検診を受診できなかった方を対象に、11月の1ヵ月間に限り、南相馬市の指定の医療機関で子宮がん検診を受け付けます。受診を希望される方は10月発行の「お知らせ版」をご覧ください。保健福祉課までお申し込み下さい。

検査料金は1,500円です。